【連結:平成29年6月末】

(単位:百万円、%)

普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目 (1) 1a+2-1c-26	022 988 999 - - 335 - - - - - - - - - - - - -	496,933 3 5,983 3 5,983 4 3,949	1,495 1,495 - 1,495 987
1a うち、資本金及び資本剰余金の額 23,3 2 2 55、資本金及び資本剰余金の額 417,7 1c 55、自己株式の額() 55、自己株式の額() 55、自己株式の額() 55、社外流出予定額() 55、上記以外に該当するものの額 2 3 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 70,3 5 適株式等Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分の額 経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 うち、非支配株主等分等に係る基礎項目の額に算入されるものの額 6 普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 506,2 普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ) 506,2 普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(5,5 5 5 のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 5 5 5 5 5 5 5 5 5	022 988 999 - - - - - - - - - - - - -	23,302 422,805 12,116 1,917 - 361 6 64,497 - 496,933 3 5,983 - 3 5,983 - 4 3,949	1,495 - 1,495
2 うち、利益剰余金の額 417.7 1c うち、自己株式の額() 5.3 26 うち、社外流出予定額() うち、社外流出予定額() うち、社外流出予定額() うち、上記以外に該当するものの額 1b 普通株式に係る新株予約権の額 2 3 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 70.3 5 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 2 経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 うち、非支配株主持分等に係る経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506.2 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506.2 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506.2 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 5.5 8 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 5.5 9 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5.5 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 3.7 11 繰延ヘッジ損益の額 3.7 12 適格引当金不足額 5.1	98	422,805 12,116 1,917 - 361 6 64,497 496,933 3 5,983 3 5,983 - 4 3,949	1,495 - 1,495
1c うち、自己株式の額() うち、社外流出予定額() うち、社外流出予定額() うち、社外流出予定額() うち、上記以外に該当するものの額 1b 普通株式に係る新株予約権の額 3 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 5 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 うち、非支配株主持分等に係る経過措置により 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 6 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506,2 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506,2 書通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506,2 第 表別	999	12,116 1,917 - 361 6 64,497 496,933 3 5,983 - 3 5,983 - 4 3,949	1,495 - 1,495
26 うち、社外流出予定額() うち、上記以外に該当するものの額 2 3 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 70,3 5 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 うち、非支配株主持分等に係る経過措置により 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 6 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(f) 506,2	35 1,383 	1,917 - 361 6 64,497 496,933 - 5,983 - 5,983 - 4 3,949	1,495 - 1,495
うち、上記以外に該当するものの額	06 17,576 	- 361 6 64,497 	1,495 - 1,495
うち、上記以外に該当するものの額 2 3 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 70,3 5 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 うち、非支配株主持分等に係る経過措置により 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 6 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506,2 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506,2 8+9 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 5,5 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5,5 10 操延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 11 操延ヘッジ損益の額 3,7 12 適格引当金不足額 5,1	06 17,576 	496,933 3 5,983 3 5,983 - 4 3,949	1,495 - 1,495
1b	06 17,576 	496,933 3 5,983 3 5,983 - 4 3,949	1,495 - 1,495
3 その他の包括利益累計額及びその他公表準備金の額 70.3 5 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 うち、非支配株主持分等に係る経過措置により 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 6 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506.2 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506.2 8+9 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 5.5 のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5.5 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 3.7 12 適格引当金不足額 5.1	06 17,576 	496,933 3 5,983 3 5,983 - 4 3,949	1,495 - 1,495
5 普通株式等Tier1資本に係る調整後非支配株主持分の額 経過措置により普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 うち、非支配株主持分等に係る経過措置により 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 6 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506.2 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506.2 8+9 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 5.5 8 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 9 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5.5 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 11 繰延ヘッジ損益の額 3.7 12 適格引当金不足額 5.1	35 1,383 	496,933 3 5,983 3 5,983 4 3,949	1,495 - 1,495
経過措置により普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	35 1,383 	3 5,983 3 5,983 4 3,949	1,495 -
うち、非支配株主持分等に係る経過措置により 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 506.2 6 普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額(イ) 506.2 普通株式等Tier1資本に係る調整項目(2) 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 5.5 8 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5.5 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 3.7 11 繰延ヘッジ損益の額 3.7 12 適格引当金不足額 5.1	35 1,383 	3 5,983 3 5,983 4 3,949	1,495 -
普通株式等Tier1資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額 506.2 普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額(イ) 506.2 普通株式等Tier1 資本に係る調整項目(2) 8+9 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 5.5 8 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 9 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5.5 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 11 繰延へッジ損益の額 3.7 12 適格引当金不足額 5.1	35 1,383 	3 5,983 3 5,983 4 3,949	1,495 -
6 普通株式等Tier1 資本に係る基礎項目の額 (イ) 506.2 普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)	35 1,383 	3 5,983 3 5,983 4 3,949	1,495 -
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2) 8+9 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 5,5 8 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5,5 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 3,7 11 繰延ヘッジ損益の額 3,7 12 適格引当金不足額 5,1	35 1,383 	3 5,983 3 5,983 4 3,949	1,495 -
8+9 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)の額の合計額 5.5 35、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5.5 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 11 繰延ヘッジ損益の額 3.7 12 適格引当金不足額 5.1			1,495 -
8 うち、のれんに係るもの(のれん相当差額を含む。)の額 9 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5.5 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 11 繰延ヘッジ損益の額 3.7 12 適格引当金不足額 5.1			1,495 -
9 うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額 5.5 10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 11 繰延ヘッジ損益の額 3.7 12 適格引当金不足額 5.1	38 934	- 4 3,949	-
10 繰延税金資産(一時差異に係るものを除く。)の額 11 繰延ヘッジ損益の額 3,7 12 適格引当金不足額 5,1	38 934	- 4 3,949	-
11 繰延ヘッジ損益の額 3,7 12 適格引当金不足額 5,1			987
12 適格引当金不足額 5,1			987
	10 1,277	7 7,555	
13 証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額			1,888
			-
14 負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額			-
15 退職給付に係る資産の額			-
16 自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く。)の額			-
17 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額			-
18 少数出資金融機関等の普通株式の額			-
19+20+21 特定項目に係る十パーセント基準超過額			_
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち			
19 普通株式に該当するものに関連するものの額		-	-
20 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額		-	-
21 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。) に関連するものの額		-	-
22 特定項目に係る十五パーセント基準超過額	-	-	-
23 うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 普通株式に該当するものに関連するものの額	-	-	-
24 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額			-
25 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額			-
27 その他Tier1 資本不足額	38	944	
28 普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(ロ) 7,5	46	10,534	
普通株式等Tier1 資本			
29 普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ))(八) 498,6	97	486,399	
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3)			
31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	·	-	
31b その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額		-	
30		1 -	
特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額		-	
34-35 その他Tier1 資本に係る調整後非支配株主持分等の額		-	
33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額		-	
		-	
	·	-	
35 うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	-	-	
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	-		
36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二)	<u>· </u>		
その他Tier1 資本に係る調整項目			
37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額	-	- -	-
38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		- -	-
39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額		- -	-
40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額	- -		-
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 6	38	944	
うち、適格引当金不足額 6	38	944	
42 Tier2 資本不足額	•	-	
	38	944	
その他Tier1 資本			
44 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (へ)		-	
Tier1 資本			
45 Tier1 資本の額((ハ) + (へ)) (ト) 498.6	97	486,399	
4			

【連結:平成29年6月末】 (単位:百万円、%)

1)建剂 十	70.29年0月末1			. (3	单位:日万门、%)
国際様式の 該当番号	項目	平成29年6月末	経過措置による 不算入額	平成29年3月末	経過措置による 不算入額
Tier2 資本に係	る基礎項目 (4)				
	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
46	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		-	
48-49	Tier2 資本に係る調整後非支配株主持分等の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
47	うち、銀行及び銀行の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額	-		-	
49	うち、銀行の連結子法人等(銀行の特別目的会社等を除く。)の発行する資本調達手段の額	_		-	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	474		440	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	474		440	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額			-	
300	プラ、週代ガーヨ並 Tiel2 昇入版 経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	12,819		11,954	
		12,019		11,954	
	うち、その他の包括利益累計額に係る経過措置により Tier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	12,819		11,954	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額 (チ)	13,293		12,395	
Tier2 資本に係	る調整項目				
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
54	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	-	-
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	638		944	
	うち、適格引当金不足額	638		944	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	638		944	
	TIEFZ 貝本に添る調整項目の額(リ)	638		944	
Tier2 資本	Ti0 次十小統((イ) (川))(フ)	10.0=:		44.450	
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	12,654		11,450	
総自己資本		1		1	
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	511,352		497,850	
リスク・アセット				1	
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,383		1,495	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。) に係るものの額	1,383		1,495	
60	リスク・アセットの額 の合計額(ヲ)	3,733,228		3,718,172	
連結自己資本と		2, 22,		-, -,	
61	- 注結普通株式等Tier1 比率((八) / (ヲ))	13.35%		13.08%	
62	連結Tier1 比率((ト) / (ヲ))	13.35%		13.08%	
63	連結総自己資本比率((ル) / (ヲ)) 連結総自己資本比率((ル) / (ヲ))	+			
		13.69%		13.38%	
調整項目に係る		50.010		10.001	
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算人額	50,012		49,231	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算人額	2,342		1,897	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	-		-	
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	758		824	
Tier2 資本に係	る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)				
76	一般貸倒引当金の額	474		482	
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	669		440	
78	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー 及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	20,911		20,916	
	- 係る経過措置に関する事項(8)				
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	T -			
- J <u>-</u>		<u> </u>		<u> </u>	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
			_	i	-

⁽注記事項) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。

【単体: 平成29年6月末】 (単位: 百万円、%)

通過転貨物 19	経過措置による 不算入額	る 平成29年3月末	経過措置による 不算入額
15 25 別本金及び塚本駒会の順			
2		414,143	
16		21,435	
28		406,741	
15. 上記以外に認当するものの簡		12,116	
19		1,917	
15 田道珠北に係る部体予約年の語		-	
3 評価・換算素額等及びその他公表準備金の額		361	
# 婚指措置により普通株式等Tiert 資本に係る基礎項目の類 (4) 492.461	18,618	+	17,284
日			
普通株式等Tier1 資本に係る調整項目 (2)		483,642	
8-19 無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く、) の額の合計額 5.512 5.0 れんに係るものの語 3.550 れんに係るものの語 3.550 かれんに係るものの語 3.550 かれんに係るものの語 3.550 かれんびもモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの語 5.512 10 建延税全資産 (中発業界に係るものを除く、) の額 3.738 12 384913章左元節 3.738 3.738 13		400,042	
9 55. のれんぼ係るものの紹 5.512	1 270	0 5 050	1 400
9	1,378	8 5,959	1,489
10			
11 韓越へッジ構造の額	1,378	8 5,959	1,489
13			-
13	934	4 3,949	1
14	1,692	2 9,192	2,298
15 前払年金費用の額			-
自己保有普通株式(純資産の部に計上されるものを除く、)の額	-	- -	-
17 意図的に保有している他の金融機関等の普通株式の額	-		-
17			-
19	_		_
19+20+21 特定項目に係る十パーセント基準超過額		- 38	9
19			-
20 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 - 21 うち、練延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 22 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 - 23 一方ち、その他金融機関等に係ら対象資本調達手段のうち 普通株式に該当するものの間 - 24 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 - 25 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 - 27 その他Tieri 資本不足額 846 28 普通株式等Tieri 資本に係る調整項目の額 (ロ) 9,389 普通株式等Tieri 資本の額((イ) - (ロ)) (八) 483,071 その他Tieri 資本に係る基礎項目 (3) - 本の他Tieri 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31a その他Tieri 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31b その他Tieri 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31b その他Tieri 資本調達手段に係る財業予算の額 - 32 その他Tieri 資本調達手段の額のうちその他Tieri 資本調達手段の額 - 33+35 適格旧Tieri 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 36 その他Tieri 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 37 自己保存その他Tieri 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tieri 資本調達手段の額 - 39 少数出資金を機関等のその他Tieri 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のそ			_
21			_
22 特定項目に係る十五パーセント基準超過額 -			_
23 うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち 音通株式に該当するものに関連するものの額 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に関連するものの額 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 ・			_
24 うち、無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。) に関連するものの額	-		-
25 うち、繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に関連するものの額 - 27 その他Tier1 資本不足額 846 28 普通株式等Tier1 資本 資本 29 普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (八) 483,071 その他Tier1 資本 29 普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (八) 483,071 30 31a その他Tier1 資本協議手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31b その他Tier1 資本調達手段に係る集長の額 - 32 その他Tier1 資本調達手段の額 - 33+35 適格旧Tier1 資本回達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 34 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) その他Tier1 資本に係る調整項目の額 - 35 園と保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有といいる他、資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39			_
27 その他Tier1 資本不足額 846 28 普通株式等Tier1 資本に係る調整項目の額(口) 9,389 普通株式等Tier1 資本 29 普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (口)) (八) 483,071 その他Tier1 資本に係る基礎項目(3) 31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31b その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 32 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 - 33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 経過措置によりその他Tier1 資本調達手段の額 - 36 その他Tier1 資本に係る調整項目 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 5b、適格引当金不足額 - 4c Tier2 資本不足額 -			
普通株式等Tier1 資本		1,149	
普通株式等Tier1 資本 29 普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (八) 483,071 その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3) 31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31b その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 32 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 - 33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 5方、適格引当金不足額 - - 42 Tier2 資本不足額 -			
29 普通株式等Tier1 資本の額((イ) - (ロ)) (八) 483,071 その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3) 31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31b その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 32 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 - 33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるもの額の合計額 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 5方、適格引当金不足額 - - 42 Tier2 資本不足額 -		12,389	
その他Tier1 資本に係る基礎項目 (3) 31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31b その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 32 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 - 33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 5方、適格引当金不足額 - - 42 Tier2 資本不足額 -			
31a その他Tier1 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳 - 31b その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 32 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 - 33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 5方、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -		471,252	
31b その他Tier1 資本調達手段に係る新株予約権の額 - 32 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 - 33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) - その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 - 42 Tier2 資本不足額 -			
30 32 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 - 特別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 - 33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) - その他Tier1 資本に係る調整項目 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 - 42 Tier2 資本不足額 -		-	
32 その他Tier1 資本調達手段に係る負債の額 中別目的会社等の発行するその他Tier1 資本調達手段の額 ・			
33+35 適格旧Tier1 資本調達手段の額のうちその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に含まれる額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) - その他Tier1 資本に係る調整項目 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 - 42 Tier2 資本不足額 -			
経過措置によりその他Tier1 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額 - 36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額(二) その他Tier1 資本に係る調整項目 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -			
36 その他Tier1 資本に係る基礎項目の額 (二) - その他Tier1 資本に係る調整項目 - 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -		-	
その他Tier1 資本に係る調整項目 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -		_	
その他Tier1 資本に係る調整項目 37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -		1 .	
37 自己保有その他Tier1 資本調達手段の額 - 38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -	-		
38 意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -			I -
39 少数出資金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -			
40 その他金融機関等のその他Tier1 資本調達手段の額 - 経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -		-	
経過措置によりその他Tier1資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額 846 うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額		-	
うち、適格引当金不足額 846 42 Tier2 資本不足額 -	<u> </u>	-	
42 Tier2 資本不足額 -		1,149	
		1,149	
10 7 0 LT 1 27 H AVE TO 0 PRINTED 0			
43 その他Tier1 資本に係る調整項目の額 (ホ) 846		1,149	
その他Tier1 資本			
44 その他Tier1 資本の額((二) - (ホ)) (へ) -		-	
Tier1 資本			
45 Tier1 資本の額((八) + (へ)) (ト) 483,071 483 ,071 人	_	471,252	

【単体:平成29年6月末】 (単位:百万円、%)

<u> </u>	·放29年6月末】			(-	单位:百万円、%)
国際様式の 該当番号	項目	平成29年6月末	経過措置による 不算入額	平成29年3月末	経過措置による 不算入額
Tier2 資本に係	1 る基礎項目 (4)				
	Tier2 資本調達手段に係る株主資本の額及びその内訳	-		-	
1	Tier2 資本調達手段に係る新株予約権の額	-		-	
46	Tier2 資本調達手段に係る負債の額	-		-	
	特別目的会社等の発行するTier2 資本調達手段の額	-		-	
47+49	適格旧Tier2 資本調達手段の額のうちTier2 資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-		-	
50	一般貸倒引当金Tier2 算入額及び適格引当金Tier2 算入額の合計額	-		-	
50a	うち、一般貸倒引当金Tier2 算入額	-		-	
50b	うち、適格引当金Tier2 算入額	_		-	
	経過措置によりTier2 資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額	12,587		11,758	
	うち、評価・換算差額等に係る経過措置によりTier2資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額	12,587		11,758	
51	Tier2 資本に係る基礎項目の額(チ)	12,587		11,758	
Tier2 資本に係		12,001		11,700	
52	自己保有Tier2 資本調達手段の額	Ι .	_	Ι .	_
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier2 資本調達手段の額	_	_	_	
		-		- 02	- 22
54 55	少数出資金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-	-	93	23
55	その他金融機関等のTier2 資本調達手段の額	-		-	
	経過措置によりTier2 資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額	846		1,149	
	うち、適格引当金不足額	846		1,149	
57	Tier2 資本に係る調整項目の額 (リ)	846		1,242	
Tier2 資本		1		T .	
58	Tier2 資本の額((チ) - (リ)) (ヌ)	11,741		10,515	
総自己資本					
59	総自己資本の額((ト) + (ヌ)) (ル)	494,812		481,767	
リスク・アセット	(5)				
	経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるものの額の合計額	1,378		1,531	
	うち、無形固定資産(のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。)	1,378		1,489	
	に係るものの額	1,376		1,409	
	うち、少数出資金融機関等の資本調達手段の額に係る経過措置によるものの額	-		41	
60	リスク・アセットの額 の合計額(ヲ)	3,708,467		3,688,015	
自己資本比率					
61	普通株式等Tier1 比率((八) / (ヲ))	13.02%		12.77%	
62	Tier1 比率((ト) / (ヲ))	13.02%		12.77%	
63	総自己資本比率((ル) / (ヲ))	13.34%		13.06%	
調整項目に係る					
72	少数出資金融機関等の対象資本調達手段に係る調整項目不算入額	49,631		48,692	
73	その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通株式に係る調整項目不算入額	2,312		1,873	
74	無形固定資産(モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。)に係る調整項目不算入額				
75	繰延税金資産(一時差異に係るものに限る。)に係る調整項目不算入額	_		_	
	る基礎項目の額に算入される引当金に関する事項(7)				
76	○ 整定現日の顔に昇入される51日並に関する事項 (/) 一般貸倒引当金の額	1			
77	一般貸倒引当金に係るTier2 資本算入上限額	279		46	
11		2/9		46	
70	内部格付手法採用行において、適格引当金の合計額から事業法人等向けエクスポージャー				
78	及びリテール向けエクスポージャーの期待損失額の合計額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)	-		-	
70	(22.25		22.25	
79	適格引当金に係るTier2 資本算入上限額	20,994		20,969	
	に係る経過措置に関する事項 (8)				
82	適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
83	適格旧Tier1 資本調達手段の額から適格旧Tier1 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額	_		-	//
	(当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)		/		/
84	適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額	-		-	
	'출생미구: - 이 쪼구네'를 또다. 이 쪼사의 '출생미구: - 이 쪼구네'를 또 다니다. 7 열 》 니까 현소 바이스 나 보다				
85	適格旧Tier2 資本調達手段の額から適格旧Tier2 資本調達手段に係る算入上限額を控除した額 (当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。)				

⁽注記事項) 「国際様式の該当番号」とは、バーゼル銀行監督委員会により平成24年6月26日に公表された資本構成の開示要件と題する文書の別紙1における表に記載された番号を指します。